

【インボイス制度⑭】

ETCクレカは1回の利用証明書取得でOKに

インボイス制度導入によって、さまざまな事業者の事務負担増加が懸念されています。

国税庁は事業者の負担を軽減する措置として、ETCに関するインボイス対応について柔軟な運用を示しました。

ETCクレカの場合、Webで「利用証明書」をダウンロード

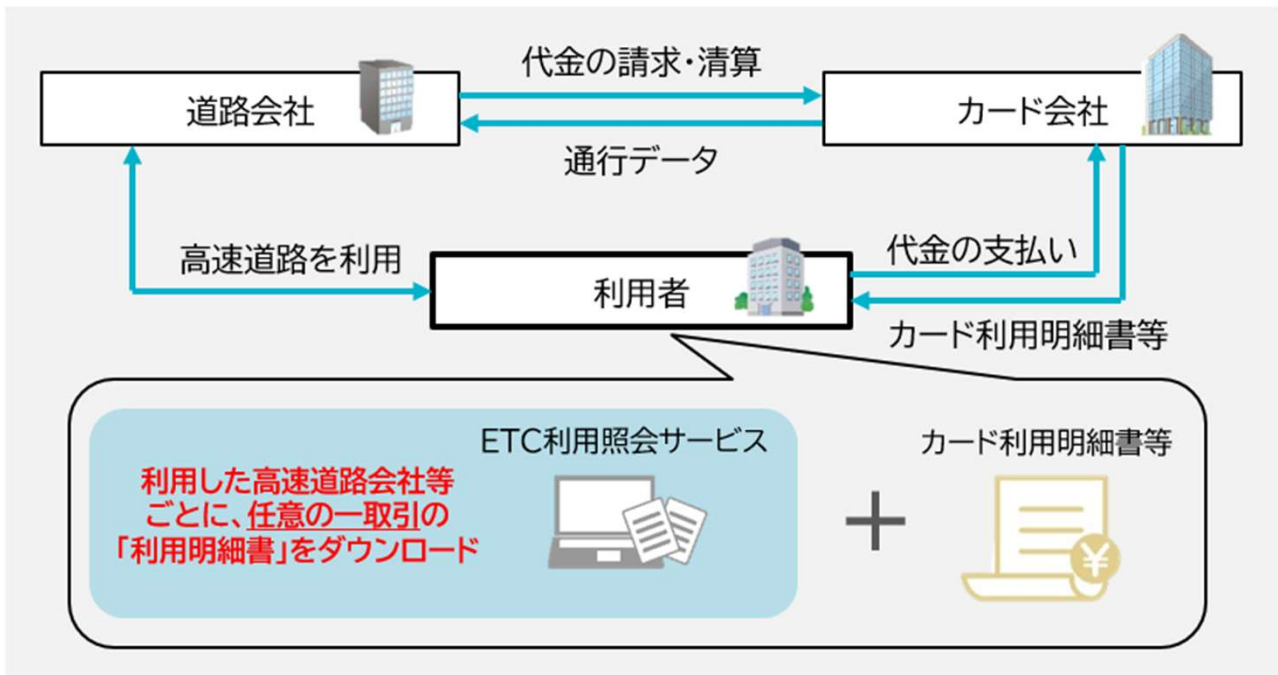
高速道路の利用料金について、ETCクレジットカードによって支払いを行う場合、クレジットカード会社から受け取る「利用明細書」ではインボイスとして認められません。

インボイス対応のためには、利用者がWeb上の「ETC利用照会サービス」から「利用証明書」をダウンロードする必要があり、高速道路を利用するたびにこの手続きを行うことは手間がかかると問題視されていました。

利用証明書は1回取得のみでもOKに

国税庁は9月15日、インボイス制度の「お問合せの多いご質問」を更新し、ETCに関するインボイス対応について柔軟な方針を示しました。

事業者の事務負担軽減を図るため、クレジットカード会社から受け取る「利用明細書」と、高速道路会社ごとに1回分の「利用証明書」が保存されていれば、仕入税額控除が可能であることが明らかになりました。



したがって複数の高速道路会社を利用する場合には、その会社ごとに任意の利用分を選択し、「利用証明書」を1回のみ取得すれば良いこととなります。

ETCに関するインボイス対応の事務負担軽減を図るため、国税庁は柔軟な対応方法を明らかにしました。

ETC以外にもさまざまな事務負担増加が懸念され、今後も新たな対応方法が公表される可能性もあるため、最新情報は必ず確認しましょう。

記事作成：経営革新等支援機関推進協議会